

農委広報

いいで

No.30

〒999-0696
山形県西置賜郡飯豊町大字椿2888番地
飯豊町農業委員会事務局
TEL : 0238-87-0524 (直通)
FAX : 0238-72-3827



目次

- ◆ 会長就任のご挨拶
飯豊町農業委員会 会長 安部数幸 …… P2
- ◆ 農業委員・推進委員の紹介 …… P2~3
- ◆ 退任される農業委員・推進委員の方の紹介 … P3
- ◆ 山形県農業士認定証伝達式
山形県農業委員会女性の会通常総会 …… P4
- ◆ 飯豊町長に意見書を提出 …… P5
- ◆ 農地法違反転用防止 …… P6~7
- ◆ 農業者年金／全国農業新聞／事務局人事異動
事務局体制／編集後記 …… P8

令和2年7月20日付で新たに農業委員10名及び農地利用最適化推進委員10名に辞令並びに委嘱状が交付され、改正農業委員会法施行後の2期目がスタートしました。任期は3年間で令和5年7月19日までです。



会長就任のご挨拶

飯豊町農業委員会 会長

安部 数幸 (中津川) **再**

この度、任期満了に伴う改選により、新たな農業委員10名の農地利用最適化推進委員10名の新体制でスタートしました。7月20日に開催された第1回農業委員会総会において会長職の推薦をいただき、身の引き締まる思いで拝命いたしました。

今、日本のみならず世界中の人たちが新型コロナウイルス感染症に翻弄されています。その影響は多岐にわたり、負の連鎖が弱まる心配さえ見えません。食に関しては、世界的蔓延（コロナ・ショック）を受けて、各国の輸出規制などを目の当たりにすると、食料自給率向上の重要性を再認識させられました。貿易の自由化が危機に弱い構造を作ったともれます。食料生産の基盤である農地を一度荒廃させてしまうと元に戻すのは困難です。水田などは小さなダムと言われるほど豪雨等の急な増水を緩和するため、中山間地などでは守るべき機能だと言えます。ある農業関係の著書の一節に、「食料は輸入できても多面的機能を外国から輸入することは不可能であり、国内で農業から切り離されたかたちで供給することもできない」とありました。農業は地域の核であり、食料の生産以外にも寄与するところが大きいと思います。国が策定する食料・農業・農村基本計画には、現在の農地面積、労働力が経年経過で減少してもちながらも100%活用されるように最適化した場合、賄うカテゴリーに問題はないとありましたが、基本となる農地や労働力の確保なくしては語れない問題とも考えます。飯豊町には各地区に地域を支える多様な経営体があり、それぞれの違った条件の中で営農活動を行っているということを十分認識し、農業委員と農地利用最適化推進委員とともに職務に当たっていききたいと思えます。最後に皆様のご協力とご支援をお願い致します。就任の挨拶とさせていただきます。

農業委員の紹介



新 議席番号1
鈴木 智 (豊川)

故郷の農地を守るべく、委員各位と一致協力して努力いたします。



再 議席番号2
朝倉隆一郎 (菟生)

農業の高齢化が進む中で、農地の集約集積、担い手の確保など、抱える問題はたくさんあります。将来に向けて農地を守り残すためにはどうしたらいいのか、地域で話し合いをしながら解決できるように頑張ります。



新 議席番号3
舟山 平次 (中)

農家の皆様の意見をお聞きしながら、飯豊町の農業が持続発展するように精一杯務めさせていただきます。



新 議席番号4
手塚 房夫 (黒沢)

農地の適正利用と活性化に向けて、皆様のご協力を賜りながらしっかりと対応していきたいと思えます。



再 議席番号5
木村 朝子 (菟生)

農地や里の味（我が家の味）などをはじめ、代々伝わってきた英知や工夫を次世代の子どもたちへ繋ぐための手助けをしたいと思います。



再 議席番号6
会長職務代理
鈴木 寛幸 (樺)

農政がめまぐるしく変化する中、推進委員の方々とともに農業発展のために頑張らせていただきます。



再 議席番号7
横澤 謙次 (黒沢)

少しずつ減少する農地を農家のみなさんとともに後継者に送るため、頑張りたいと思えます。



再 議席番号8
二瓶 幸浩 (小白川)

職務を全ういたします。



新 議席番号9
高橋 泰美 (添川)

公正公平な立場で担い手への農地集積を進めて、優良農地が荒廃農地にならないようにします。

推進委員 の紹介



再

長岡 賢市
(中)

農業委員と協力しながら地域の農業と農地を守っていききたいと思いをします。



新

手塚 康博
(萩生)

地域農業の発展と農地利用の最適化のために農業者の皆様の協力のもと、活動していききたいと思いをします。



新

佐藤 幹彦
(黒沢)

農業はこれから大変な時期になりますので、より一層がんばりたいと思いをします。



新

後藤 康則
(椿)

初めての職務で至らぬ点多々あると思いをしますが、一生懸命務めてまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



再

遠藤 智行
(添川)

東部地区の農業・農地保全のために努力しますのでよろしくお願いをいたします。



新

堀越 進吉
(添川)

農業委員の方々と協力しながら、離農される方や担い手の皆様のために一生懸命活動していききたいと思いをします。



再

五十嵐敏博
(小白川)

耕作者の農地の規模拡大は進みましたが、分散化している農地の集約と基盤整備が必要です。



新

鈴木 明弘
(豊川)

人・農地のマッチングと農地利用がうまく進むように少しでもお手伝いできればと思いをします。



新

寒河江 正明
(豊川)

微力ではありますが、農業委員・推進委員の方々と協力して頑張っていきます。



再

伊藤 重徳
(中津川)

農業委員と協力しながら、2期目となる活動に更なる力を入れたいと思いをします。

退任される農業委員・推進委員の方の紹介

◆農業委員

井上 禎夫 (豊川)

5期15年 (H17～R2) ※H27～会長職

須藤 利美 (中)

4期12年 (H20～R2)

高橋 幸子 (添川)

4期12年 (H20～R2)

伊藤 悟 (豊川)

3期9年 (H23～R2)

船山 彰夫 (小白川)

2期6年 (H26～R2) ※2月退任

◆農地利用最適化推進委員

後藤 仁 (萩生)

1期3年 (H29～R2)

後藤 勝之 (椿)

1期3年 (H29～R2)

※農業委員として3期9年 (H17～26)

齊藤 稔 (豊川)

1期3年 (H29～R2)

※農業委員として2期6年 (H23～29)

飯豊町の農地を守るため、長い間ご尽力いただきました。ありがとうございます。



山形県農業士認定証伝達式



6月17日、山形県置賜総合支庁西置賜地域振興局において、令和2年度山形県農業士認定証伝達式が開催されました。新たに青年農業士として、本町から長岡文子さん（萩生）が認定され、伝達式に出席されました。

長岡さんは株式会社白萩屋畜産で肥育牛185頭、繁殖牛13頭を飼育されており、同社代表を務めるご主人の正芳さんとともに、将来的には繁殖から肥育までを一貫して経営したいと、毎日励んでおられます。

県では、県内の農業士の女性の割合を30%にする目標を掲げていますが、現在は304名の農業士のうち女性が60名で全体の20%に留まっております。西置賜地区の農業士で構成される西置賜農業士会については、24名中7名が女性で約3割となる29%の女性が活躍しております。

町内の農業士の紹介

◆指導農業士

井上 俊幸

（添川・西置賜農業士会会長）

高橋 幸子（添川）

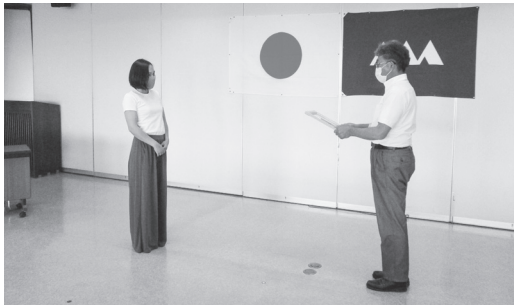
鈴木 寛幸（椿）

◆青年農業士

新野真太郎（添川）

渡部 清隆（中）

長岡 文子（萩生）



山形県農業委員会女性の会通常総会

7月15日、山形国際交流プラザにおいて、山形県農業委員会女性の会第12回通常総会が開催されました。本町農業委員会からは高橋幸子委員（添川）と木村朝子委員（萩生）が出席しました。

通常総会終了後に開催された意見交換会では、「私が農業委員になって・・・」というテーマで、苦労したことや嬉しかったことなど、農業委員になって経験したことについて発表しました。女性農業委員からは、「最初は嫌だったが、人脈が増え、地域農業に貢献できる喜びを感じるようになった」と、ほとんどの方が達成感を感じておられました。本町からは高橋委員が選ばれ、「就任当初は委員として務まるかどうか不安だったが、女性からの相談を受けた際に、話しやすいと喜んでもらえたことから、女性農業委員は必要な存在だと感じた」などと発表されました。また、「会議や研修会に参加させてもらったことで農業経営や補助事業などの各種制度・政策を学ぶことができた。その情報を提供したり経営のアドバイスをしたりすることで地域の農業者の皆様のお役に立ってほしいな」と思いながら頑張った」と4期12年に渡って勤め上げた農業委員としての活動を振り返っていました。



女性には家事や子育てなど、農業（仕事）以外にもしなければならぬことがたくさんあります。農業委員になれば会議や研修会、遠方への出張などでさらに忙しくなってしまうかもしれません。しかし、女性が活躍するためには、人数を集めて組織化し、女性ならではのアイデアを発信していかなければならないという思いで、念願叶って平成21年に女性の会が発足したという経緯があります。今後ますます女性が活躍できるように、女性農業委員の方々の活動に注目していただきたいと思います。



飯豊町長に意見書を提出

3月17日、飯豊町農業委員会は、農地利用の最適化に関する事業を効率的かつ効果的に実施するため、「農地利用の最適化と農業振興に向けた意見書」を後藤町長に提出しました。この意見書は、農業委員・農地利用最適化推進委員より提出された意見等を取りまとめ作成したものです。

後藤町長からは、「町としてもいただいたご意見を今後の農業政策等に反映できるよう努める」とお話しいただきました。また、「本町は、日本で最も美しい村連合」に加盟しており、田園散居集落などの美しい景観を次世代に繋ぐため、農業委員・推進委員を中心に農地利用の最適化に積極的に取り組んでいただきたい。」と激励のお言葉もいただきました。



意見書の内容

担い手の確保・育成並びに環境づくり支援

- ・新規就農者支援の充実と後継者が農業に参入しやすい施策を行うこと
- ・集落営農からの法人化を行い、補助金交付や経営指導等のバックアップをすること
- ・女性や青年農業者が農業委員会活動に関心を深め、委員に応募しやすい環境づくりをすること

農地利用の最適化

- ・畦畔の除去や用排水路整備等、作業効率と収量アップに向けた整備をすること
- ・園芸作物を推進するための畑地化事業に対する支援を実施すること
- ・町内農地の集約化や農作物の団地化を推進するため町全体で適地適作化に取り組むこと
- ・「飯豊・農の未来事業」に沿った土地利用の模索を行うこと

耕作放棄地対策

- ・町単独の再生事業予算を充実させ、耕作放棄地の再生を進めること

販売戦略や経営支援

- ・米の直接支払交付金に代わる支援策について国に要望すること
- ・飯豊町のブランド認証制度を設け、有利な販売ができるよう取り組むこと

済まされない!! 科せられます

! 違反転用したら罰則があるの？

- ・ 是正勧告に従わない場合は工事の中止及び工事前へ原状回復命令が出されます
※過去には、転用許可を受けずに住宅を建設していた方が、建設途中の住宅を壊し、農地に戻すことができました。
- ・ 懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

非農地証明について

◆非農地証明ってなに？

地目が農地になっているものの現況が農地ではなく、今後も農地として利用するのが困難な土地を農業委員会で「非農地」として証明するものです。その後、申請者が法務局へその証明書を持参し手続きを行うと、地目を変更することができます。証明を受けても手続きを行わない場合は、地目変更されませんのでご注意ください。

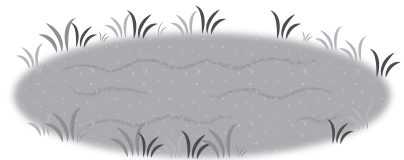
〈対象になる主な土地〉

- ①自然災害により農地として復旧が困難となった土地
- ②耕作不適・不便等でやむを得ず一定期間以上（概ね20年）耕作放棄された土地
- ③建築物の敷地として一定期間以上（概ね20年）利用され、農地への復旧が困難な土地

〈申請書類〉

- ・ 非農地証明願
- ・ 土地の登記事項証明書
- ・ 土地の地番を表示する公図、字切図
- ・ 土地の位置図、案内図
- ・ 申請地の写真（3方向以上から撮影）
- ・ 20年以上経過していることを証明する書類

申請内容によっては上記書類の他に追加で提出を依頼するものがあります。書類だけでなく、現地を確認し、非農地かどうか判断することになります。



◆手数料400円が必要になります。（飯豊町手数料条例第2条）

詳しくは農業委員会へご相談ください。

農地法 “知らなかった”で 罰金や懲役刑に

農地を農地以外に利用する場合には許可または届出が必要となります。また、飯豊町では一部を除きほとんどの地域で農地は農業のために使用するという制限（農業振興地域）がありますので、農地を転用する場合はその制限を解除する手続きも必要になる場合があります。

◆農地転用許可申請はどういう場合に必要なの？

- ・農地に住宅や車庫を建てる場合
- ・農地を駐車場や資材置き場にする場合
- ・農地を残土捨て場、廃棄物捨て場等に利用する場合

◆違反転用行為とは（農地法第51条第1項）

- ・許可を受けずに、農地を農地以外に利用すること
- ・許可を受けたが、申請通りの内容で転用していないこと
- ・内容に虚偽がある申請をするなど、不正な手段による許可を受けること
- ・違反転用者からその違反に係る工事等を請け負うこと

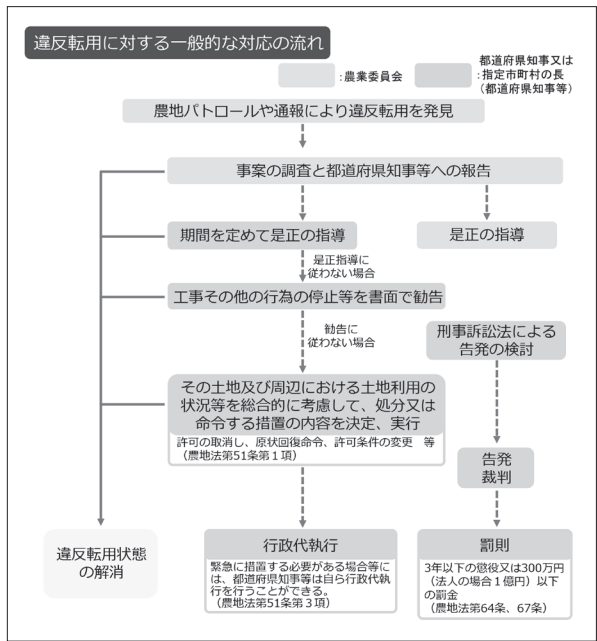
◆例外規定もあります

下記の場合は、農地転用許可は不要ですが、農業委員会に届出する必要があります。届出がない場合は違反転用になります。

- ①農業用施設を建設する場合で下記の要件を全て満たしている場合
 - ・200㎡未満の土地であること
 - ・建築または増築面積の合計が90㎡以下であること
- ②田・畑に土を盛り、かさ上げする場合等（農地改良）

転用申請から許可までの期間 約2～6ヶ月程度

※申請地や転用の内容、面積等によって許可までの期間が変わります。転用をお考えの方はお早めに農業委員会へご相談ください。



農業者年金に加入しませんか

！農業者年金3つのおすすめポイント

- ①積立方式の終身年金で80歳までの保証付き
- ②保険料額の自由設定・増減が可能
- ③税制面で大きな優遇

※一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助（月額最大1万円）による政策支援があります。

お申し込み先

飯豊町農業委員会事務局
☎0238-87-0524

農家の経営と暮らしに 役立つ情報をお届けします。

農家のための
情報誌

「全国農業新聞」



- 発行日：毎週金曜日
- 発行元：全国農業会議所
- 購読料：1ヶ月700円（送料込）

お申し込み先

飯豊町農業委員会事務局
☎0238-87-0524

◆事務局体制

事務局長	山口 努
局長補佐	安部 吉郎
主事	佐藤 克宣
会計年度任用職員	安仲 智浩

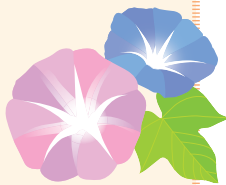
◆事務局人事異動

〈転入〉

安部 吉郎（農林振興課農林整備室より）
よろしくお祈いします

〈転出〉

大谷部良明（議会事務局へ）
大変お世話になりました



農地法許可申請締切日

（農地に関する申請）

【総会開催予定】

許可申請書締切日	総会予定日
8月11日(火)	8月25日(火)
9月10日(木)	9月25日(金)
10月9日(金)	10月26日(月)
11月10日(火)	11月27日(金)
12月10日(木)	12月25日(金)
1月8日(金)	1月25日(月)
2月10日(水)	2月25日(木)
3月10日(水)	3月25日(木)

※各種許可申請等は、上記の締切日までご提出ください。

編集後記

令和2年7月20日付で新たな飯豊町農業委員会がスタートしました。委員・推進委員の皆様には飯豊町の農地の最適化と農業振興にご尽力いただきしたいと思います。

今年には新型コロナウイルス感染症が流行し、牛肉の価格が下がったり、花卉の出荷が落ち込んだり、農業にも大きな影響が出ています。いつ終息するかはわかりませんが、町と農業者と関係機関が協力し合ってこの状況を乗り越えていければと思います。また、研修会や会議など例年通りの活動を行えていない状況ではありますが、できることを見つけて精一杯取り組んでまいりますので、農業委員会活動についてご理解とご協力のほどよろしくお祈いいたします。

◆広報部会メンバー

- ◎木村 朝子
- 鈴木 智 安部 数幸
- 高橋 泰美 横澤 謙次
- （◎部会長 ○副部会長）